

令和5年3月20日
危機対策課 嶋田 内線 3610
直 通 076-225-1310

まん延防止等重点措置にかかる過料について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第3項の規定に基づく営業時間変更の命令に違反し、過料事件として裁判所に通知した店舗のうち28店舗の過料決定、1店舗の不処罰について把握しましたので、お知らせします。

なお、これまでの状況は下記のとおりです。

(参考) 過料決定の状況

		計	公表済	今回公表	
				過料決定	不処罰
1回目 【R3.5.16～6.13】	過料事件通知(6/14)	9店舗	9店舗 (R3.8.17、R4.8.15)		
2回目 【R3.8.2～9.30】	過料事件通知(10/1)	19店舗	18店舗 (R4.1.26)		1店舗 ※
3回目 【R4.1.27～3.21】	過料事件通知(3/22)	31店舗	3店舗 (R4.8.15)	28店舗	

カッコ【 】内はまん延防止等重点措置期間

※不処罰の理由

まん延防止等重点措置(R3.8.2～9.30)期間中に、時短命令に違反した店舗を経営する法人が解散したため